

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	710円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は求人者とします。 成功報酬
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の20% 活動1日あたり 20000円 (または、活動1時間あたり 2000円) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の20% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の15%

就職を容易にするための求職者に対する専門
的な相談・助言

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
当該求職者の就職後3年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	
着手金	20%
相談・助言終了時	10%
成功報酬	10%
(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
当該求職者の就職後、雇用期間中 (雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	
着手金	5%
相談・助言終了時	5%
成功報酬	5%
手数料負担者は関係雇用主とします。	